



平成 26 年 4 月 10 日

各 位

会 社 名 久光製薬株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長執行役員 中富 博隆
(コード番号 4530 東京、名古屋、福岡)
問 い 合 せ 先 取締役執行役員 IR 室長 高尾 信一郎
(TEL 03 - 5293 - 1714)

当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の継続について

当社は、本日開催の取締役会において、当社が平成 23 年 5 月 26 日開催の当社定時株主総会にて株主の皆様のご賛同をいただきました「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」(以下「現プラン」といいます。)を継続することにつき、平成 26 年 5 月 22 日開催予定の当社第 112 回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)に、議案としてお諮りさせていただくことに関して決議を行いましたのでお知らせします。

現プランの有効期間は本定時株主総会終結の時までであることから、当社では、社会・経済情勢の変化及び買収防衛策に関する議論の進展等も踏まえ、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、継続の是非も含めそのあり方について検討した結果、株主の皆様のご賛同を得ることを条件として、現プランを継続することを決定いたしました(以下、継続後の対応策を「本プラン」¹といいます。)。本プランの有効期間は、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただけた場合には、ご承認をいただいた時から、平成 29 年 2 月末日に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までといたします。なお、当該取締役会には社外監査役 3 名を含む全監査役が出席し、本プランは当社株式等の大規模買付行為に関する対応策として相当と判断される旨の意見を表明しております。

なお、平成 26 年 2 月末日現在における当社の大株主の状況は別紙(4)のとおりです。加えて、当社は本日現在、当社株式等の大規模な買付行為にかかる提案等を一切受けていないことを申し添えます。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要
当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断は、最終的には個々の株主の意思に基づき行われるべきものと考えています。また、当社は、当社株式について大規模買付行為がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

¹ 本プランで引用する法令の規定及び本プランの内容は、本日現在施行されている法令を前提としているものであり、本日以降、法令の新設又は改廃により、引用法令条項又は用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、これらを適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

しかし、株式の大規模買付行為や買収提案の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付行為や買収提案の内容等を検討しあるいは対象会社の取締役会が大規模買付行為や買収提案に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われるもの、大規模買付行為や買収提案の条件等(対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法等)が対象会社の企業価値の本質に鑑み不十分又は不適当なもの、対象会社の持続的な企業価値増大のために必要不可欠な従業員、顧客を含む取引先、債権者などの利害関係者との関係を破壊するおそれがあるもの等、大規模買付行為や買収提案の対象となる会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社としては、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為や買収提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為や買収提案に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えています。

・基本方針の実現に資する取組みの具体的な内容の概要

当社は、弘化4年(1847年)に薬業を始めて以来、鎮痛消炎貼付剤を中心とした医薬品の提供を通して人々の健康づくりに積極的に取り組んでまいりました。「貼るだけ」で誰もが簡単に身体を癒せる貼付剤は、服薬の改善やクオリティ・オブ・ライフ(QOL)の向上にも合致するものであり、世界に誇れる日本の「治療文化」でもあります。この「貼る治療文化」の有効性並びに、それがもたらす感動を世界中の人々に伝えることを当社の使命として事業展開を進めています。

昭和9年(1934年)の「サロンパス」発売以来、お客様にも評価いただきながら蓄積してきたノウハウと経験に基づく新医薬品、新製剤の創製に集中することで、一般用医薬品の「サロンシップ」、医療用医薬品の「モーラス パップ」、「モーラス テープ」などの貼付剤開発に成功し、上市しました。また、鎮痛消炎以外の新たな領域として、経皮吸収型エストラジオール製剤「エストラーナ テープ」、経皮吸収型持続性癌疼痛治療剤「フェントス テープ」、経皮吸収型過活動膀胱治療剤「ネオキシ テープ」などの商品を創出し、さらには海外各国での販売や研究開発、承認取得など国際的な展開を行っています。その一環として、米国において久光ブランドを確立させ、今後の成長をより確固たるものにするため、Noven Pharmaceuticals, Inc.を買収・子会社化し、また、成長著しい中国市場への進出と、医薬事業等の推進を目的として、中国に現地法人(久光製薬技術諮詢(北京)有限公司)を設立しました。

このようにお客様に求められる貼付剤の創出によって「世界の人々のQOL向上を目指す」ことを経営理念とし、この実行を通じて企業価値の向上ひいては株主共同の利益が実現されるものと考えています。

すなわち、当社の企業価値の源泉は、多くの企業によって創製されるさまざまな領域の薬物に幅広くアクセスし、これらを貼付剤とする研究開発力、高品質な商品を効率的に安定生産し続ける製造技術と品質管理システム、「サロンパス」、「サロンシップ」、「フェイタス」、「ブテナロック」、「モーラス パップ」、「モーラス テープ」、「エストラーナ テープ」などのロングセラーブランドやトップブランドを数多く育成するマーケティング力、研究開発・生産・販売が一体となって、お客様のニーズをすばやく商品やサービス向上に反映できる体制にあります。

当社は、今後も継続的かつ積極的な投資を行うことで、企業価値の向上と、ひいては株主共同

の利益の最大化に取り組んでまいります。

そのために、当社は、厳しい競争環境の中で目標とする売上高の達成と純利益を確保できる強固な企業体質を構築するべく、国内外での事業の強化による純利益の継続的伸長とその確実な達成を目指します。さらに、当社は経営の基本方針に沿って得意な分野に研究を集中し、新医薬品・新製剤の創製に注力し、独自の「研究開発型医薬品企業」を志向します。

また、ライセンス活動としては、非オピオイド鎮痛剤で治療困難な変形性関節症および腰痛症における慢性疼痛治療のための医療用医薬品である経皮吸収型持続性疼痛治療剤「ノルスパン テープ」の、日本での独占的な販売権を取得する契約をムンディファーマ株式会社との間で締結しました。一方、一般用医薬品においては、医療用医薬品として販売されているアレルギー性疾患治療薬「アレグラ錠 60mg」のスイッチ OTC 薬であるアレルギー専用鼻炎薬「アレグラ FX」の販売権をサノフィ株式会社より取得するなど積極的に展開しています。

このように、当社は活発な事業活動により、キャッシュ・フローの増大を図るとともに、新しい局所性及び全身性の商品開発並びに商標、意匠、製造技術、品質管理システムを含めた当社ブランドの国際展開を推進し、あわせて経営の合理化と企業体質の強化を推進することで、株主共同の利益につながる未来資産の形成を図ります。

また、当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と位置付け、資本効率の向上、企業価値増大に寄与する研究開発投資や今後の成長戦略の展開に備えた内部留保等を考慮しつつ、業績に基づく適正な配当を実施するとともに、自己株式取得などの財務施策を機動的に遂行します。

とりわけ、資本効率向上の観点から掲げている ROE15%以上の水準維持と、配当を継続的かつ安定的に行いつつ配当性向 30%を目標にしています。

さらに、当社は経営の透明性向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することを重要な施策と位置付け、機構改革を実行しています。具体的には、「経営諮問会議の設置」、「執行役員制度の導入」、「危機管理委員会の設置」、社員としての高い倫理・道徳観に基づく行動をまとめた「久光企業憲章の制定」とコンプライアンス推進委員会及びコンプライアンス推進室による「役員及び従業員への徹底」、「社外監査役制度の導入」、「内部統制基本方針の制定」、「内部監査室の設置」、「個人情報保護委員会の設置」、適時適切な会社情報の開示を行うための「ディスクロージャー・ポリシーの制定」などを実行しています。

今後も、善き企業市民としてステークホルダーの皆様との信頼関係を高めていながら、企業価値の向上と、ひいては株主共同の利益を確保し、もって基本方針の実現に取り組んでまいります。

．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの目的

本プランは、上記 ．に記載した基本方針に沿って、当社株式等に対する買収若しくはこれに類似する行為又はその提案(取引所金融商品市場における買付、公開買付、その他具体的な買付方法の如何を問わず、当社取締役会が友好的と認めるものを除き、以下「買付等」といいます。)が行われる場合に、買付等を行う者(以下「買付者等」といいます。)に対し、遵守すべき手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買付者等との交渉の機会等を確保することにより、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの適用対象となる買付等

当社は、買付者等が下記のいずれかにあたる買付等を行い又は行おうとする場合に、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令及び当社定款により取締役会の権限として認められる相当な対抗措置を行うか否かを検討します。

特定株主グループ²の議決権割合³を 20%以上とすることを目的とした当社株券等⁴の買付等

結果として特定株主グループの議決権割合が 20%以上となる当社株券等の買付等

(2) 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、かつ当社取締役会決定の合理性及び公正性を担保するため、別紙(1)の「独立委員会の概要」に定める内容の当社取締役会から独立した特別の委員会(以下「独立委員会」といいます。)を設置します。本プラン継続にあたって予定している独立委員会の委員の氏名及び略歴は、別紙(2)「独立委員会委員略歴」に記載のとおりです。

² 特定株主グループとは、当社の株券等(金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する「株券等」をいいます。)の保有者(同法第 27 条の 23 第 1 項に規定する「保有者」をいし、同条第 3 項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下同様。)及びその共同保有者(同法第 27 条の 23 第 5 項に規定する「共同保有者」をいし、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)、又は 当社の株券等(同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。)の買付等(同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する「買付等」をいし、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第 27 条の 2 第 7 項に規定する「特別関係者」をいいます。)を意味します。

³ 議決権割合とは、特定株主グループが脚注 2 の場合においては当該保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいし、当該保有者の共同所有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。))も計算上考慮されるものとします。)をいし、特定株主グループが脚注 2 の場合においては当該買付者等及び当該特別関係者の株券等所有割合(同法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。

議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済株式から、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものに記載された数の保有自己株式を除いた株式にかかる議決権数とします。

⁴ 株券等とは、金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等又は同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。以下同様。

(3) 買付者等による当社取締役会への情報提供

買付者等が買付等を開始する場合には、買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、以下の各号に定める事項を日本語で記載し、かつ買付者等又はその代表者の署名又は記名押印のなされた「意向表明書」(以下「意向表明書」といいます。)を提出していただきます。当社取締役会は、意向表明書を受領した場合、速やかに独立委員会に提供するとともに、当社は、速やかに当該事実を当社株主の皆様に対して開示します。

買付者等の氏名、名称又は商号

住所、主たる事務所又は本店の所在地

代表者の氏名

国内連絡先

設立準拠法(外国法人の場合)

大株主又は大口出資者(所有株式又は出資割合上位10名)の概要

買付等の概要(支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、買付等の後の当社株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為⁵を行うことその他の目的がある場合にはその旨及び概要。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。)

本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言

また、買付者等には、意向表明書の提出後に、当社取締役会に対して、以下の各号に定める情報(以下「本必要情報」といいます。)を日本語で記載した書面を提出していただきます。当社取締役会は、当該書面を受領した場合、速やかに独立委員会に提供するものとします。

本必要情報には大要下記の内容が含まれますが、その具体的内容は、買付者等の属性、買付等の態様、内容等によって異なりますので、これらに限られるものではありません。なお、買付者等が、下記情報の一部について提供することができない場合には、当社は、買付者等に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただくよう求めます。

買付者等及びその特定株主グループ(共同保有者、特別関係者、ファンドの場合は組合員等の構成員を含みます。)の詳細(具体的名称、資本構成、事業内容、役員構成、財務内容等を含みます。)

買付等の目的⁶及びその内容(買付対価の種類・価額、買付の時期、買付に関連する一連の取引のスキーム⁷、買付行為の適法性⁸等を含みます。)

買付価格の算定の基礎⁹及び経緯¹⁰並びに買付資金の裏付け(買付資金の提供者の名

⁵ 金融商品取引法第27条の26第1項に規定する「重要提案行為等」をいいます。

⁶ 支配権取得若しくは経営参加の目的か、純投資若しくは政策投資の目的か否かを明確にいただく必要があります。

⁷ 買付等完了後、当社の株券等をさらに取得する予定の有無、その理由、内容、必要性、当社の株券等が上場廃止になる見込みがある場合にはその旨及び理由を説明していただく必要があります。

⁸ 買付等の適法性について第三者の意見を聴取した場合には、原則として、当該第三者の名称、意見の概要を具体的に説明していただく必要があります。

⁹ 買付価格の算定の具体的な根拠及び買付価格と時価との差額(買付価格と直近数ヶ月平均の当社の株価とのプレミアムの有無等)について情報を提供していただく必要があります。

¹⁰ 買付価格決定のプロセスを説明していただき、算定の際に第三者の意見を聴取した場合には、原則として、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯を具体的に説明していただく必要があります。

称、調達方法、調達に関連する一連の取引の内容等を含みます。)

買付等の目的が支配権取得若しくは経営参加の場合、支配権取得又は経営参加の具体的方法、買付等完了後に企図する当社経営方針、事業計画、配当政策等¹¹

買付等の目的が支配権取得若しくは経営参加の場合、買付等完了後に企図する当社及び当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他当社の利害関係者の処遇方針

買付等の目的が純投資の場合、投資方針及び投下資本の回収方針

買付等の目的が政策投資の場合、取得後の保有方針、売買方針、投下資本の回収方針及び議決権行使方針並びにその理由¹²

必要な政府当局の承認、第三者の同意等、買付等の実行にあたり必要な手続の内容及び見込、また買付等に対する独占禁止法その他の競争法並びにその他買付者等又は当社が事業活動を行っているか製品を販売している国又は地域の重要な法律の適用可能性や、これらの法律が買付等の実行にあたり支障となるかどうかについての考え及びその根拠

当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策

その他独立委員会又は当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

独立委員会又は当社取締役会は、提供を受けた本必要情報が不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜合理的な期限を定めた上、十分な本必要情報が完備するまで直接又は間接に追加的な情報提供を求めることがあります。

独立委員会及び当社取締役会が十分な本必要情報が完備したと判断した場合、当社は、その旨を買付者等に通知(以下「情報提供完了通知」といいます。)するとともに、直ちにその旨を当社株主の皆様に対して開示します。また、当社に提供された本必要情報が当社株主の皆様のご判断に必要であると認められるときには、適切と判断する時点で、当社はその全部又は一部を開示します。

(4) 独立委員会による協議・交渉、検討期間及び独立委員会の勧告等

独立委員会は、買付者等及び当社取締役会等から提供された情報・資料に基づき、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付等及び当社取締役会の意見の内容を検討するための期間(以下「独立委員会検討期間」といいます。)を設定します。

独立委員会は、独立委員会検討期間中、買付者等及び当社取締役会から提供された情報・資料を十分かつ慎重に検討・評価し、下記(6)の基準に則り、対抗措置の発動の是非について独立委員会としての判断を下し、当社取締役会に勧告を行います。

独立委員会検討期間は、原則として、買付等の評価等の難易度に応じて、対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付等の場合には、当社が情報提供完了通知を行った日の翌日から起算して60日間、その他の買付等の場合には90日間とし

¹¹ 買付等完了後に企図する当社の再編、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定・解職、役員構成の変更、配当・資本政策に関する重要な変更等の内容及びその必要性に関する情報を提供していただく必要があります。

¹² 長期的な資本提携を目的とする政策投資の場合にはその必要性に関する情報も提供していただく必要があります。

ます。但し、独立委員会が、当初の独立委員会検討期間終了時までには、対抗措置の発動の是非について勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付内容の検討、当該買付者等との協議・交渉・代替案の検討等、原則として 30 日間を超えない合理的な範囲内で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行うことができるものとし、その場合、当社はその旨、延長・再延長の具体的な期間、及び延長・再延長を必要とする具体的な理由の概要を速やかに開示します(なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします。)。上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に対抗措置の発動の是非に関する勧告や代替案の提示等を行うよう最大限努めるものとします。買付等は、この独立委員会検討期間が経過した後、開始され得るものとなります。

独立委員会は、必要に応じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上の観点から、当該買付等が下記(6)(b)のいずれかに該当するか否かを判断すべく、直接又は当社取締役会等を通して間接的に、買付者等と協議・交渉を行うことがあります。買付者等は、独立委員会が検討資料その他の情報提供、直接又は当社取締役会等を通じた協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じるものとします。

また、独立委員会は、当社取締役会に対して、独立委員会が合理的と認める期間内に買付等の内容に対する当社取締役会としての意見、その根拠資料及びその他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等の提出を求めることができます(但し、当該請求及び当社取締役会による提出の日は、独立委員会検討期間を超えないものとします。)。さらに、独立委員会は、独立委員会検討期間中、当社の取締役、監査役、従業員等に必要に応じて独立委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めることができます。また、独立委員会は、当社株主の皆様のご意向の把握に努めるとともに、お客様、取引先、従業員等からも必要に応じて意見を聴取することがあります。

独立委員会は、その判断の合理性・客観性を高めるために、必要に応じて、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。)の助言を得ることができます。

なお、独立委員会の勧告の内容は、速やかに公表します。

(5) 取締役会の決議

当社取締役会は、下記(6)の基準に則り、独立委員会の勧告を最大限尊重して速やかに、対抗措置の発動の是非について決議を行うものとします。なお、当社取締役会が対抗措置をとることを決定した場合には、株主の皆様に対して適時に開示します。

(6) 対抗措置発動の条件

(a) 対抗措置が発動されない場合

買付者等により本プランに定める手続が遵守された場合には、当社取締役会は、下記

(b) で述べる場合を除き、当該買付等に対する対抗措置は発動しません。もっとも、当社取締役会は、取締役会の検討期間における検討・評価の結果、当該買付等に反対する見解に至った場合、反対意見の表明あるいは代替案の提示等により、当該買付等に応じないよう当社株主の皆様の説得に努めることがあります。

(b) 対抗措置が発動される場合

買付者等により本プランに定める手続が遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何に拘らず、本プランに定める手続が遵守されなかったことのみをもって、当社取締役会は、当社企業価値ひいては当社株主共同の利益を守るために、独立委員会の勧告を最大限尊重し、これに従って、下記(7)に記載の対抗措置を発動することがあります。

買付者等により本プランに定める手続が遵守された場合であっても、以下の()ないし()に定める要件のいずれかに該当し、当該買付等が明らかに当社の企業価値を毀損し株主共同の利益を害するものと当社取締役会が判断した場合は、当社取締役会は、当社企業価値ひいては当社株主共同の利益を守るために、対抗措置を発動することが相当であると判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重し、これに従って、下記(7)に記載の対抗措置を発動することがあります。

- () 下記に掲げる行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - a. 株式を買い占め、その株式について当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - b. 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲のもとに買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - c. 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - d. 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
 - e. その他当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な損害をもたらす行為
- () 強圧的二段階買付(最初の買付で全株券等の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件(買付等完了後に行われる合併等により当社株主に交付される対価の条件を含む。)を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。)等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- () 買付条件(対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性、買付実行の実現可能性、買付後における当社従業員、取引先、顧客その他の利害関係者の処遇方針等を含む。)が当社の企業価値の本質に鑑み著しく不十分又は不適当な買付である場合

(7) 対抗措置の内容

上記(6)(b)の場合に当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重し、これに従って

行う対抗措置は、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令及び当社定款により取締役会の権限として認められる相当な対抗措置とします。具体的な対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合の概要は別紙(3)記載のとおりですが、実際にこれを行う場合には、議決権割合が20%以上となる特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とする等、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を定めることがあります。なお、機動的に新株予約権の発行ができるよう、新株予約権の発行登録書を提出する場合があります。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、下記4(2)に記載のとおり、対抗措置発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が新株予約権の無償割当を決議した場合において、買付者等が買付等を中止し、当社取締役会が下記4(2)に記載の決議を行った場合には、新株予約権の無償割当について設定した基準日に係る権利落日の前々営業日¹³(同日を含む。)までにおいては新株予約権の無償割当てを中止し、新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

3. 本プランの有効期間並びに廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会にて株主の承認が得られた場合には、当該承認が得られた時から平成29年2月末日に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとします。

但し、かかる有効期間の満了日前であっても、当社の株主総会において本プランを変更又は廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従いその時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、本プランに反しない範囲、又は会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは証券取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し又は変更する場合があります。また、有効期間内での本プランの骨子、対抗措置発動の基準、又は対抗措置の基準と内容に関する重要な事項の変更については、株主総会その他の方法により適宜当社株主の皆様の見解を伺って行うものとします。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び(変更の場合には)変更内容その他当社取締役会又は独立委員会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

4. 株主・投資家の皆様に与える影響等

(1) 本プラン継続時の影響等

本プランの継続時においては、新株予約権の無償割当等自体は行われませんので、当社株主の皆様及び一般投資家の皆様の権利、利益に直接具体的な影響が生じることは

¹³ 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じ。

ありません。

(2) 対抗措置の発動(新株予約権の無償割当)が株主・投資家の皆様に与える影響等

当社が対抗措置のうち新株予約権の無償割当を行う場合には、当社取締役会にて一定の日(以下「割当期日」といいます。)を定め、これを公告します。割当期日における最終の株主名簿に記録された当社株主の皆様に対し、その所有する当社普通株式1株につき新株予約権1個の割合で新株予約権が割り当てられます。

仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、金銭の払込その他本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。但し、当社は、本新株予約権に対し、議決権比率が20%以上となる特定株主グループに属する者(以下「行使制限買付者」といいます。)以外の当社株主の皆様から当社が新株予約権を取得し、当該取得の対価として当社普通株式を交付することができる旨の条項(取得条項)を付す場合があります。この場合には、行使制限買付者以外の当社株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領することとなり、保有する当社1株当たりの価値の希釈化は生じますが、原則として保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません(なお、この場合、かかる株主には、別途、行使制限買付者グループに属する者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。)

また、本新株予約権の行使や当社による本新株予約権の取得により交付される当社株式の数に1株に満たない端数がある場合には、当社は、適用法令に従い金銭処理を行うことがあります。この場合にも、株主の皆様の保有する当社株式の希釈化が生じる可能性があります。原則として経済的な損失は生じません。

なお、当社は、割当期日や本新株予約権の無償割当の効力発生後においても、例えば、買付者等が買付等を撤回又は変更した等の事情により、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を十分に尊重したうえで、対抗措置の停止又は変更を行うことがあります。具体的には、割当期日に係る権利落ち日の前々営業日(同日を含む。)までの間は、本新株予約権の無償割当を中止し、又は新株予約権の無償割当て後においては、行使期間開始日の前日までの間は、当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売り付け等を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

これらの手続の詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当を行う際に適時に開示します。

・ 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

1. 基本方針の実現に資する取組み(上記 .の取組み)について

.に記載した企業価値の向上ひいては株主共同の利益の実現のための取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。従って、これらの取組みは、基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(上記 .の取組み)について

(1) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、株主をして大規模な買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可能ならしめ、かつ当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、買付者等が従うべき手続、並びに当社が発動しうる対抗措置の要件及び内容を予め設定するものであります。これは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模な買付行為や買収提案に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の実現を確保する必要があるとする、当社の基本方針に沿うものです。

(2) 本プランが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由から、本プランは、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えています。

(a) 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の目的

前記 1.「本プランの目的」及び 2.「本プランの内容」で述べたとおり、本プランは、株主をして大規模な買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可能ならしめ、かつ当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、買付者等が従うべき手続、並びに当社が発動しうる対抗措置の要件及び内容を予め設定するものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保及び向上を目的とするものです。

また、前記 2.「本プランの内容」で述べた手続の内容並びに対抗措置の内容及び発動要件は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保及び向上という目的に照らして合理的であり、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上に資するような大量買付行為までも不当に制限するものではないと考えます。

(b) 事前開示

本プランにおける手続の内容並びに対抗措置の内容及び発動要件は、いずれも前記 2.「本プランの内容」において具体的かつ明確に示したところであり、株主、投資家及び買付者等にとって十分な予見可能性を与えるものであると考えます。

(c) 株主意思の反映

前記 3.「本プランの有効期間並びに廃止及び変更」で述べたとおり、本プランの有効期間は、本定時株主総会にて株主の承認が得られた時から平成29年2月末日に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、当該定時株主総会において議案として諮り、株主の承認が得られた場合に限り、当該有効期間をさらに延長することが予定されており、株主の皆様のご意向が反映されることになっています。また、有効期間満了前であっても、当社の株主総会において本プランを変更又は廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従いその時点で変更又は廃止されるものとし、また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとし、

したがって、本プランの継続、廃止又は変更の是非の判断には、株主総会決議を通じて株主の意思が反映されるものと考えます。

(d) 取締役会の判断の客観性・合理性の確保

本プランにおいては、前記 2.(6)「対抗措置発動の条件」のとおり、対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。

また、本プランにおいては、前記 2.(4)「独立委員会による協議・交渉、検討期間及び独立委員会の勧告等」のとおり、対抗措置の発動の発動の発動の手続として、当社取締役会から独立した独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当社取締役会の恣意的な判断を排除しております。

従って、本プランにおいては、当社取締役会が対抗措置の発動するにあたり、その判断の客観性・合理性を担保するための十分な仕組みが確保されているものと考えます。

(e) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。また、本プランは、平成20年6月30日に企業価値研究会が公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に適合しています。

(f) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

前記 3.「本プランの有効期間並びに廃止及び変更」で述べたとおり、本プランは、当社取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により廃止することができるものとされており、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

以上

独立委員会の概要

1. 独立委員会の設置及び目的等

独立委員会は、当社に対する買付等の検討・評価及び対抗措置の発動の是非に関する当社取締役会の決定について、その客観性、公正さ及び合理性を担保するために設置されるものであり、買付者等による本プランの遵守の有無、買付等が「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の継続について」2.(6)に定める要件を充足するか否かを判断し、当該買付等が明らかに当社の企業価値を毀損し株主共同の利益を害するものかどうかを判断するものである。

2. 構成員

独立委員会を組織する委員は3名以上とし、当社経営陣から独立している、(1)当社の社外監査役、(2)当社の社外取締役又は(3)社外の有識者のいずれかに該当するものの中から当社取締役会が任命する。但し、社外の有識者は、実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準ずるものとする。なお、構成員に欠員が生じた場合には、新たな構成員を当社取締役会が任命する。

3. 任期

独立委員会の委員の任期は、平成29年2月末日に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合(再任された場合を除く。)には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。但し、当社取締役会決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。

4. 決議要件等

独立委員会は、各委員の要請又は当社取締役会における決議に基づき随時開催できるとし、その決議は委員の全員が出席し、その過半数をもって行う。但し、委員の全員が出席できない場合には、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

5. 決議事項

独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決議を行い、その決議の内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。独立委員会は、決議の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、自ら又は当社取締役会を通じて、速やかに情報開示を行う。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う。

なお、独立委員会の各委員及び当社取締役は、かかる決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

- (1) 本新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施
- (2) 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
- (3) その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事

項及び独立委員会が当社取締役会に諮問すべきと考える事項

6. その他決定事項

独立委員会は、上記5.に定めるところに加え、以下の各号に記載される事項を行うことができる。

- (1) 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
- (2) 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
- (3) 買付者等の買付等の内容の精査・検討
- (4) 買付者等との交渉・協議
- (5) 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
- (6) 独立委員会検討期間の延長の決定
- (7) 本プランの修正又は変更の承認
- (8) その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
- (9) 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

7. その他

独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役、従業員その他必要と認めるものを出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。)の助言を得ることができるほか、この第三者を独立委員会に出席させ、発言を求めることができる。

独立委員会委員略歴(五十音順)

いちかわ いさお
市川 伊三夫 <昭和3年1月10日生>

昭和61年6月 (株)三菱銀行代表取締役専務
平成5年6月 (株)ニコン代表取締役副会長
平成13年10月 学校法人慶應義塾財務顧問
平成16年4月 国立大学法人 東京学芸大学理事
平成16年5月 当社 監査役(現職)
平成20年1月 東京都公益認定等審議会委員(現職)
平成22年4月 当社 独立役員

市川伊三夫氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

おおみや ただし
大宮 正 <昭和18年9月29日生>

平成5年6月 通商産業省大臣官房審議官
平成8年7月 日本貿易振興会理事
平成12年7月 三菱自動車工業(株)執行役員
平成17年2月 あさひ・狛法律事務所 弁護士
平成19年7月 西村あさひ法律事務所 弁護士(現職)
平成23年3月 公益法人国立京都国際会館 監事(現職)

大宮正氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

おの けいのすけ
小野 桂之介 <昭和15年10月30日生>

昭和59年4月 慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授
平成9年6月 慶應義塾大学大学院経営管理研究科委員長
平成9年10月 慶應義塾大学ビジネススクール校長
平成13年5月 当社 監査役(現職)
平成17年4月 慶應義塾大学名誉教授(現職)
平成17年4月 中部大学経営情報学部学部長
平成19年4月 中部大学学監
平成19年6月 YKK株式会社社外取締役(現職)
平成22年4月 中部大学副学長
平成22年4月 当社 独立役員
平成23年6月 学校法人中部大学理事(現職)
平成26年4月 中部大学特任教授(現職)

小野桂之介氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以上

新株予約権の概要

(1) 新株予約権無償割当ての対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会の新株予約権無償割当て決議(以下「本割当て決議」という。)で定める一定の日(以下「割当期日」という。)における最終の株主名簿に記録された当社普通株式の株主に対し、その所有する当社普通株式(但し、当社の有する当社普通株式を除く。)1株につき1個の割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は1株又は本割当て決議において当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

(3) 割り当てる新株予約権の総数

新株予約権の割当て総数は、割当期日における最終の当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式の総数(当社の所有する当社普通株式を除く。)を減じた株式数を上限とし、本割当て決議において取締役会が別途定める数とする。なお当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の無償割当てを行うことがある。

(4) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は1株につき1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社が未行使の新株予約権を株主から取得し、これと引き換えに普通株式が交付される場合には、当該株主は、新株予約権の行使価格相当額の金銭の払込みを行う必要はない。

(5) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡は、当社取締役会の承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上となる特定株主グループに属する者に行使を認めないこと等を行行使の条件として定める。詳細については、本割当て決議において当社取締役会が定めるものとする。

(7) 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

(8) 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しないものとする。

当社株式の状況(平成 26 年 2 月末日現在)

1. 発行可能株式総数 380,000,000 株
2. 発行済株式の総数 95,164,895 株
3. 株主数 5,912 名

4. 大株主(上位 10 名)

株主名	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	6,223	6.54
日本生命保険(相)	4,887	5.14
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	4,724	4.96
野村信託銀行(株)(退職給付信託三菱東京UFJ銀行口)	4,387	4.61
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (りそな銀行再信託分・(株)西日本シティ銀行退職給付信託口)	4,370	4.59
(株)福岡銀行	3,871	4.07
(株)佐賀銀行	2,956	3.11
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (三井住友信託銀行再信託分・(株)三井住友銀行退職給付信託口)	2,064	2.17
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (三井住友信託銀行再信託分・(株)りそな銀行退職給付信託口)	2,000	2.10
久光製薬取引先持株会	1,844	1.94

(注)上記のほか当社所有の自己株式は、9,470 千株(9.95%)です。

以上